

第2回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」会議録概要

開催日時 令和2年12月11日（金）午後6時30分～8時00分
会 場 防府市役所1号館3階 南北会議室
出席委員 10人（欠席：0人）
傍 聴 人 1人（報道0人）
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

① 防府市の協働の取組について検証

○ 事務局

皆様がお揃いになりましたので、「令和2年度 防府市参画及び協働の推進に関する協議会」の第2回会議を始めさせていただきます。

まずはじめに、資料の確認をさせていただきます。本日は第1回目の資料の御持参をお願いしております。第一回会議の資料をお持ちでない方はおられませんでしょうか。また、本日机に追加の資料として、「協働について」とあるA4両面カラーで2枚のもの、12月15日号の市広報と、差し替えの資料A3 1枚のものをお配りしています。

差し替え資料についてですが、令和元年度 協働による事業の実施状況総括表の修正です。集計の際に複数の協働の形態をとっている事業について集計誤りがありましたので、件数を修正しております。申し訳ありませんが、第1回協議会でお配りしている、お持ちの資料との差し替えをお願いいたします。それ以外の資料につきましては後ほど御説明いたします。事前にお渡した資料は以上になりますが、お手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。

防府市参画及び協働の推進に関する条例施行規則第6条第2項の規定により本協議会成立を報告。

防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

傍聴人へ案内してある注意事項の遵守を依頼。

○ 委員長

皆さんこんばんは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今年度第2回の開催となりますが、協働についての意見交換をしてまいります。みなさん自由な御意見をお願いいたします。

協議に入る前に、前回の協議会でA委員から台風の際の可燃ごみ収集について市からの情報提供はどのような方法を取られているかの御質問と、B委員からそれに関連して高齢者等インターネットによる情報収集が難しい方には自治会長を通じた連絡網を利用されるのが有効なのではないかという御提案がありました。次回協議会で回答ということになっていましたので、まずは前回の委員からの質問等に対する回答をお願いします。

○ 事務局

クリーンセンターから聞き取りましたことを御報告いたします。台風接近時における可燃ごみの収集については、収集を中止しないでほしいという要望を多くいただいております、衛生的な生活環境を維持するためにも原則収集することにしていきます。ごみの収集を中止する場合には、市 HP・メールサービス・ゴミ分別アプリで情報提供を行っています。なお、早い段階で収集の中止の判断ができる場合は、自治会長さんへお知らせすることは可能ですが、直前の判断となりますと、限られた時間の中で市民の皆さんへ周知することが難しい面もあると考えております、という回答をいただいております。

○ 委員長

回答を受けて、A委員から何か御意見はありますか。

○ A委員

メールサービスは私自身使っていません。使っていない理由としては、勤務中等には見れなかったりするからです。情報を受け取る方が限られていると感じます。半数以上の方が利用していれば意味はあるのかなと思いますが、現状はどうなのでしょう。

○ 事務局

クリーンセンターとしても可能な限り周知の方法を考えております。仰られる通り機器が利用できない方への周知方法については課題であると思います。

○ B委員

クリーンセンターとしては可能な限り収集するというのが前提ということで、個人が収集場所に出せないと判断すれば出さなければよいと思います。個人がごみ出し可能と判断するような場合にはクリーンセンターも収集するのではないのでしょうか。

当日の朝でも自治会長に連絡してもらえれば、各班への連絡はできます。

○ 委員長

班への連絡はスムーズにいくのでしょうか。

○ B委員

自治会の規模や班によっても違いはあります。

ごみ収集場所もケースに入ればよいところと、ネットを出さなければいけないところがあり、連絡が必要なのは、ネットが必要なところ。

○ 委員長

ありがとうございました。

次に、パブリックコメントのことについて、事務局から補足があるということですので、お願いします。

○ 事務局

参画に関することですので、併せて、情報提供に関することと、パブリックコメントに関することといたしまして、12月15日号の市広報を本日お配りしています。付箋をつけております4～5ページをご覧ください。今月16日の第5次防府市総合計画から始まって、14件のパブリックコメントが実施予定です。パブリックコメントにつきましては、平成29年度に本協議会からいただいた意見書の中で「市民の関心を高めるためには、市広報等において、政策等の重要な点や概要を明確かつ具体的に記載する等、周知方法を工夫する必要があります。」との御意見をいただいております。今回、件数が多く、また紙面も限られた中ではありますが、市民の方が市広報を見られてどのようなことが記載されているか分かるような内容に、ということで各所属にその点に注意して記載していただきました。十分でないと思われる点もあるかと思いますが、協議会からの意見を反映しておりますので、御紹介させていただきました。また、委員の皆様にはこれらのパブリックコメントの意見提出状況や結果などについて、また来年度の協議会で御意見をいただくことになります。これから各事案の意見提出状況などが市広報や市ホームページに随時掲載されますので、そちらもご覧いただいて、また御意見いただきたいと思います。

○ 委員長

ありがとうございました。防府市としてはこのような形で募集しているということです。全面に大きく掲載されています。

ご覧になられて何か御意見はありますか。

○ B委員

パブリックコメントの情報は初日にHPに載るのでしょうか。それとももう載っているのでしょうか。

○ 事務局

現在、市HPに載っているのは実施予定のみで、実際に案が載るのは意見募集の開始日からです。

○ C委員

以前から携わらせていただいているからかもしれませんが、わかりやすく見やすいと思います。今回、案は多いですが見開きに集約されていて、協議会の意見が反映されているなと感じました。

○ 委員長

私も同意見。パッと見て見やすい。

ここからは、協働の検証に移っていこうと思います。

資料の説明を事務局のほうからお願いします。

○ 事務局

まず協働について御説明したいと思います。昨年も委員をしていただいた方は充分ご存知と思いますが、新しく委員になられた方もおられますので、今一度防府市の協働について確認の意味も込め

ましてお聞きいただければと思います。

資料「協働について」をご覧ください。まず、協働という言葉の意味ですが、資料1枚目の下、ページの2を附番したものに防府市の定義を載せています。「市民等及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいう。」ことが協働という言葉の意味として、防府市参画及び協働の推進に関する条例の中で定義されています。協働という言葉の意味は他市の条例やインターネット上でも色々な定義が紹介されていますが、防府市ではこのように定義されているということです。防府市の定義に沿って言えば、単に「協力する」だけではなく、協働する時にはそれぞれに役割と責務が生じるものであること、お互いを尊重するということは協働は対等な立場で行うものだと言えそうです。

資料の次のページ、上のページ3をご覧ください。協働とは、と言葉で説明してもなかなか理解しづらいと思いますので、イラストで御説明してみたいと思います。資料では、空腹を満たすという課題、ミッションがあります。これを地域課題や社会的課題、解決したい課題とします。課題を解決するために、食材として白菜、シイタケ、ニンジンなどを載せています。これらは課題を解決するためにネットワークや人材や資金を持っている市民、行政、NPOや企業などといった主体だと考えてください。課題解決のための方法、事業としては「調理し食べること」とすると、空腹を満たすという課題は単体でも解決することは可能です。白菜だけ調理して食べてもとりあえず空腹は満たされます。つまり、市民だけ、行政だけの単体で行う事業でも、課題解決は可能と言えそうです。ですが、同じ調理するという解決方法であっても、単体ではなくイラストのように色々な食材と一緒に調理されることで、単体では出せない味や栄養が加わります。地域の取り組み、行政の事業にNPOや企業が加わることで、市民単独、行政単独で行うよりも良い成果がでること、これが協働です。さらに、協働で実施する事業が形になってくると、ページ右下にポン酢のイラストを載せていますが、これは新しい協働相手としています。事業がうまく進むとこういう新しい協働の相手が出てくる可能性があります。そうすると、もっとおいしくなる、新しい味の発見と書いていますが、協働の成果がさらに拡大することも考えられます。協働では、色々な人たちが一緒になって、それぞれの良さが発揮できたときに、1+1は2以上というふうに言われますが、より良い成果となって、課題解決できること、これが協働で課題解決をする理由です。なんとなく協働について、御理解いただけたでしょうか。

次に、その下、4ページに「協働ではない例」を簡単に記載しています。協働相手のどちらかがもう一方に依存する、行政がお金だけ渡して市民に丸投げで事業をやってもらうこと、それから一方が命令や指示をする関係、市が市民の自由に事業をさせずに命令して事業をやらせるようなものは協働とは言えません。それから当然かもしれませんが、単独でやった方が良い成果が出せるものは協働で実施する必要がありませんので、これも協働とは言えません。

最後に、協働で行う事業の具体的な事例を御紹介したいと思います。資料は最後のページになります。これは、大阪の事例で、たまたまインターネットの記事から見つけたものですが、防府市でも子ども食堂が様々な地域で活動されていますので、分かりやすいかと思って参考にさせていただきました。この事例では、まず始まりは市民の方の「ごはんが食べられない子どもがいる」という社会的課題に対して、「そういう子たちにごはんを食べさせたい」という気持ちを持たれたことです。この市民の方の暮らす大阪市の東淀川区では、「区民提案型委託事業」という、現在は無くなっているようですが、過去にこういった制度があったようで、それを活用して、子どもたちに毎日朝ごはんを提供する事業というものを東淀川区へ提案されています。この事業により、週に3回朝ごはんを提供

する事業をすることが決まりました。実際に子どもたちに朝ごはんを提供するとなったときに、安全面や衛生管理面から通学路での提供はできない、温かいものを提供したい、など市民の方は提供場所に困られたそうです。その時に小学校の校長先生から学校の家庭科室を使って良いというお話をいただいて、子どもたちの朝ごはんを小学校の家庭科室で作って提供するという事業になりました。まずは市民と行政が協働して、子どもの朝ごはんを提供するという事業に、行政と市民が協働して事業を実施していることは学校にとっても「行政の事業なので学校も協力しやすい」ということで家庭科室の提供ということに繋がりました。これにより、もともと市民が持っていた「子どもにご飯を食べさせたい」ということが可能になり、行政が持っていた「朝食抜きの子の体力・学力低下」という課題にもアプローチできました。市民、行政、学校の三者が協働することで課題の当事者である子どもは学校で、少ない負担で朝ごはんを食べることができたことは、単独では得られない成果であったと思います。さらに、事業の成果として、右下に記載していますが、この食堂を利用する子どもの 66 パーセントが早起きをするようになった。また、市民の立場からは、食事ができない子どもがいるという課題があることを多くの人に知ってもらえるきっかけになった、また、働く親からは朝ごはんの心配が減ったことが成果として紹介されていました。これが課題解決のために協働で事業を実施した一つの事例です。協働の御理解に繋がればと思い、御紹介させていただきました。

ここからは議題のほうに戻りまして、次第 1 協議の ①防府市の協働の取組状況についての説明にうつりたいと思います。資料は前回お渡ししている協働に関する資料のうち、「8. 協働の推進にかかる取り組み状況」をご覧ください。防府市の昨年度の協働に関する取り組み状況について、防府市参画及び協働の推進に関する条例のうち、第 4 章の第 16 条から 19 条が協働に関する条文となっておりますので、まず上の段に条文と、その下の段には条文ごとの取り組み状況を記載しております。第 16 条「協働の推進」として、協働を推進するにあたっての基本的な考え方を定めた条文となっております。協働の定義と似ていますが、それぞれの特性を理解し相互に補完することとしています。第 2 項では 協働が円滑に進むよう、人材育成や制度の整備などの必要な措置を講ずることと規定しています。必要な措置としては、第 17 条から第 19 条に定めています。

第 16 条の取組状況ですが、防府市では各課、各所属に 1 名以上の協働推進員という役割を持つ職員を配置しています。協働推進員は各課における協働の窓口となり、協働に関する情報収集や他の自治体や別の部署と情報共有をするなどし、市民と行政の協働を推進することを役割としています。昨年度は 2 月に協働推進員の情報共有等を目的とした連絡調整会議を開催しました。会議では、防府市市民活動支援センターから職員の方を講師として、協働に関する講話をいただきました。講話では、協働の基礎知識から、実際に自分の職場の困りごとを出し合うグループワークと協働による解決の検討までしていただきました。

少し脱線するかもしれませんが、実はこの連絡調整会議から少したって、ある職員から自分の所属の新しい業務において、協働による事業実施は可能かという相談を受けました。その職員に協働を検討したきっかけを聞いてみたところ、協働推進員として会議に出席し、市民活動支援センター職員の講話を聞いたことがきっかけで、協働による事業を検討してみようと思ったと言われました。結果的に事業実施には至りませんでした。徐々にはありますが、協働の意識が職員にも根付いてきたのではないかと思います。以前、この協議会でも協働推進員から協働事業の提案が出てくると良いという御意見もいただいておりますし、個人的に非常にうれしい出来事でしたので、すみません、脱線

しましたが報告させていただきました。

次に、第 17 条は「協働による事業の提案」です。第 16 条第 2 項の「協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるもの」の一つとして「協働による事業を提案することができる制度の整備」について、定めています。市と市民が協働で課題解決のための事業をするときに、市民がイベントをしたいとか今やっていることをさらに拡大したいというような事業を提案できる制度です。提案した後は、公開でプレゼンテーションをしていただいたり、事業が終わったら報告会をしていただいたりする必要があります。報告会は通常、4 月ごろ開催いたしますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で 9 月 30 日に実施しました。本協議会からも委員の方に御参加いただき、報告を聞いていただきました。ありがとうございました。昨年提案いただいた事業は資料の第 17 条の枠内、中ほどに「令和元年度協働事業候補採択：3 件」とありますが、野島の観光資源付加価値創出プロジェクト、地域での多文化共生推進事業、防府焼物文化遺産活用事業の 3 件で、これらの事業は今年度実施となりますが、このうち、野島の事業については野島で高齢者などを招いたお祭りを計画していましたが新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなくなりましたので中止することとなりました。それ以外の事業については規模を縮小するなどして行政と提案団体で協議し、実施されているところです。補足ですが、予定どおりであれば来年 4 月には制度の説明会と今年度実施事業の報告会を開催いたします。日程は決まり次第御案内いたしますので、委員の皆様にも是非御参加いただければと思います。

第 18 条は「人材の育成」です。市民等を対象とした協働に関するセミナーを開催するなど、市民等が協働について学べる機会を設けて、協働の担い手となる人材の育成を行うこととしております。協働を推進するにあたっては、協働の担い手となる人材をどのように育成し、確保していくかということが重要です。具体的には、協働セミナーの開催、ボランティア養成講座の開催、協働の担い手同士の交流会の開催、協働に関する情報誌の作成、協働に関する啓発資料の作成等ということが参画協働条例の解説書には記載されています。市民等に対する取り組みですが、昨年度の取組として市民活動支援センターでの取り組みを掲載しています。まちづくりボランティア養成講座として、夏休みに様々な企業で仕事体験を実施されています。また、市民活動支援センターの登録団体との連携講座、市民活動のための人材育成として各種セミナーの実施や、子ども食堂に関する円卓会議などを実施しました。市民への取り組みについては、引き続き防府市市民活動支援センターと連携して、効果的な人材育成が進むよう取り組んでいきたいと考えています。次に、市長等への取組み、具体的には市職員に対する取り組みということになりますが、協働推進員を対象とした職員研修を実施しました。研修内容は協働に関する基本的なことと、主には協働事業提案制度に関することです。それから、平成 29 年度から継続して「ファシリテーター養成研修」を実施しています。平成 30 年度から、市民の方にもワークショップやファシリテーションに関する知識を習得していただくことで、ワークショップへの参加や活用が進むことを期待して、市民の方も市職員と一緒に受講する機会を設けることにしました。昨年度は市民活動支援センターが主催の研修に、市民活動団体の方や、市役所にインターンシップとして来られた大学生などと一緒に参加する形で市職員も受講しました。今後もファシリテーター養成などの研修を通じて、市民と行政職員が一緒に参画や協働について考える機会を持つことができればと考えています。また、第 1 回会議の参画の説明の時にも少し御説明しましたが、

昨年度、市役所新庁舎に関するワークショップを実施した際、市民活動支援センターがワークショップのファシリテーターを引き受けられ、市役所職員も講座受講者から数名、テーブルファシリテーターとして参加させていただきました。

第19条は「活動の支援」です。第16条第2項の「協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるもの」の一つとして「協働を推進するための支援」について定めています。第1項では地域コミュニティ、市民活動団体の活動拠点施設の整備に努めること、第2項では中間支援組織の充実について努めることとしております。活動の拠点施設となる施設は公民館、市民活動支援センターがあると、条例の解説書に記載があります。取組み状況として、防府市市民活動支援センターについて載せております。平成29年度から5年間の指定管理を受けた「NPO法人市民活動さぽーとねっと」が管理・運営を行っております。引き続き、市民活動団体に対して施設の利用や人材の養成、活動に関する相談等を実施しています。また、第2項の中間支援組織の充実についてですが、条例の解説では、具体的には市民活動支援センターの機能強化が考えられると記載されています。取組み状況としては市民からの相談対応などを載せております。ここに記載しておりませんが、市民活動支援センターでは、昨年度、防府市の豪雨災害から10年の節目の年に市民活動団体による防災イベントを市の防災講演会と同日に開催する予定で準備しておりました。残念ながら当日、防府市に大雨警報が発令されたことにより、講演会が中止となり、併せてイベントも中止となりました。こういった行政と市民活動団体の協働を進める取組みについても、引き続き、市と一緒にやって取り組んでいただく予定です。

次に、差し替えをお配りしました協働のもう一つの資料をご覧ください。「9. 令和元年度 協働による事業の実施状況総括表」とあるものです。これは、昨年度の協議会の時に協働の事例はどのくらいあるのか知りたいといった御意見がありましたので、まず左側の表で協働の形態と協働相手ごとの表、それから右の表では形態と、分野ごとの表を作成しています。協働の形態として、6つありますが、まず、一口に協働といっても委託や共催、実行委員会など色々なやり方があります。この色々なやり方について、この協議会で協議していただいています。協議の結果、ここにある6つを協働の形態として平成26年度の協議会からの意見書に記載していただきました。それぞれの表の件数についてですが、例えば補助と後援、補助と実行委員会など、一つの事業に複数の形態がとられていることがあります。また、一つの事業で複数の相手がいる事例もありますので、左右の表で数が合わないものがありますが、昨年度の防府市の協働の実績ということで参考にいただければと思います。

防府市の協働の取組み状況についての説明は以上です。

○ 委員長

ありがとうございました。

何か御意見はありますか。

○ B委員

昨年度の実績状況総括表の協働相手で行政とされている機関はどこにあたるのですか。

○ 事務局

行政機関の具体的なものとしては、山口市・宇部市・周南市・萩市といった他市になっております。

○ B 委員

観光 P R とかそういうことですか。

○ 事務局

防府市周南市観光連携推進協議会や県央連携といったものです。

○ 委員長

協働に至らなかった推進員さんの話があったが、どういう内容だったのか。可能な範囲で教えていただきたい。行政の方がどんなことが協働になると感じられているのか興味があります。

○ 事務局

新しく始まる県の事業で、3 年間かけて行う小学生向けの事業でした。担当課は小学校とのつながりがなく、推進員の研修の中で職場での困りごとを洗い出してみるという話があり、そこから出てきた課題で、小学校とのネットワークのある所と協働できないかという相談でした。

○ 委員長

協働にはつながらなかったということでしたが、その事業は何とかなっているんですか。

○ 事務局

担当者が思っていた形とは少し違いますが、別の形で順調に進んでいると聞いています。

○ 委員長

自分の中にしまわずに、今回の例のように可能性を出していくことが大事ですね。

その他委員から御意見はありますか。

○ D 委員

防府市で 10 年前にあった大雨の時に、自身も市に情報提供をしたことがありましたが、その際には動きが遅いと感じました。情報をいかに早く掴んで対応するかが大事だと思います。

また、山口市では他市との協働で運動チャレンジデーに取り組まれてそれが盛り上がっています。防府市でもやってはどうか。その他歩数アップや日頃からの体力の増強等にも取り組まれていて、それは防府市にも提案しましたが回答がありません。

○ 委員長

災害時の情報伝達に関して、難しいかもしれませんが事務局から回答できますか。

○ 事務局

平成 21 年度の豪雨災害後、防災危機管理課で様々な取り組みをしている中で早期の情報収集にも取り組んでいます。担当ではないので詳細まではお答えできませんが、情報を早くお伝えするということにも取り組んでいます。

○ D 委員

見回りをして情報を早く掴んでそれを知らせることが大事だと思います。

○ 事務局

情報を早く集めて集約し、即座に判断するということは大事だと思いますし、防災危機管理課も取り組んでいると思います。

○ D 委員

当時は全体の把握が足りていなかったと思います。

○ 事務局

防災の内容となると、当会議の中での回答は難しいですが、市からの情報提供ということであれば、「防災危機管理課がどういう情報提供を行っているか、ということ自体の情報提供」はしていく必要があると思います。今回の御意見は防災危機管理課にも伝えます。

○ B 委員

平成 21 年度の災害は、県にとっても市にとっても未経験のものでした。それ以降は様々な施策が行われています。来年からは中小河川にもカメラを備え付け監視を行うと聞いています。協働という点で考えると、カメラ監視もすべてをカバーはできないので、ポイント毎に情報提供者を設定し市に情報提供してもらう、といった取り組みが大事だと思います。

○ E 委員

私は市から出されている「防府市メールサービス」を入れています。今日も火事に関する情報が入りました。近所で行方不明者が出た際の情報など他にもいろいろな情報が入ってきます。そういったサービスを利用してみることも必要だと思います。

私たち自身がどうやって情報をキャッチするかということも重要だと思いますし、それに加えてシステムの開発なども必要かなと思います。

また、今回パブリックコメントがあるので、私たち委員が全員やってみるのも良いのではないかと思います。皆さん興味があっても意見を出すまでに至りません。それがなぜかを、委員が体験すること知ること必要ではないかと思っています。

D 委員の意見を聞いて、それをパブリックコメントに入れてみようかなとも思いました。

○ 委員長

協働にもいろいろなバリエーションがあるので、今回お話いただいた健康づくりも協働につな

がりそうですね。

他に御意見ありますでしょうか。

○ A委員

私が代表をしている子ども食堂の活動は、不特定多数を相手にしていますが、他団体に意図が伝わらず問題が生じています。例を挙げると、学校メールで周知をしていただいた際に特定団体の広報をなぜ載せるのかという物言いがありました。教育委員会等から活動の意図を伝える役割を担っていただいたりなどしてもっと一緒に進めていけたらなと思うことがありました。

○ 委員長

先ほどの大阪の事例のように行政のお墨付きだと進めやすいかもしれませんね。

○ A委員

市民活動支援センターなど様々な団体が関わってくれましたが、一部で意思の疎通がはかれませんでした。

○ E委員

子ども食堂に関しては、社協が協議会の事務局をしてくれていて、PTA や市の子育て支援課など他市には無いような多くの団体関わっています。A委員の仰るように学校と保護者間の連携や意思疎通ができていなかったり、地域間の格差もありますが、今後、子育て支援課や教育委員会の方からお知らせしてくれて広がっていくものと思います。

○ 委員長

協働が進みつつあるということで、いろいろな団体に関わることで今後公共性が高まっていくものと思います。

○ E委員

今回のように発言をしていただけるといろいろ広がっていくと思います。

○ 委員長

みんなが一緒に取り組んでいる事例であり、今後の展開を楽しみにしたいですね。

その他、御意見はありますか。

○ F委員

協働推進員の配置によって、意識が変わったり協働の取り組みは増えたのですか。

○ 事務局

協働事業提案制度が始まり、各課に訪ねてこられた方にきちんと対応できるように、ということで推進員の配置がされたということが多分にあります。そういった意味では各課の推進員が活躍

したという事例は残念ながらあまりありません。協働の意識づけや理解は進んでいると感じますが、具体的な事例は、先ほど御説明した昨年の提案相談のみです。

○ 委員長

少しずつ進んでいくものかとも思います。強く推進するのであれば、インセンティブや予算を与える、といったやり方もあります。長い目で見て、次のステップが楽しみです。

○ G委員

大阪の協働の事例をお聞きして、防府市では市民の声をどうやって取り上げているのか教えていただきたいと思います。

○ 事務局

市民の声を上げるための制度が、協働事業提案制度になります。名称は違いますが大阪のものも同じような制度と思われます。

○ G委員

いつ提案しても良いのですか。

○ 事務局

御相談いただくのはいつでも良いですが、制度を使った提案は毎年 5～6 月に受け付けています。

○ G委員

今年は提案事業はなかったんですね。

○ 事務局

新型コロナウイルス感染症の影響で事業の実施が難しいだろうということで提案はありませんでした。

なお、昨年度の提案 3 件はすべて市民の方からの提案でした。

○ 委員長

協働事業提案制度は大事に育てていていただきたい。

その他、御意見はありますか。

○ H委員

協働事業提案制度で実施された事業が溜まってきていると思うので、まとめるなりして何か形にして市民等に示したり、提案の後押しをしていただきたい。

○ 副委員長

最初の頃から協働事業提案制度には関わらせていただいております、年々行政の方も理解が深まって

いるように感じます。発表も一緒に行っており、そこに至るには何度も協議を重ねられていることとありますが、そういった経験は行政の方にも市民の方にとっても大きな財産になっていると思います。

H委員の意見のように形にしていいただければと思います。

また先ほどお話にもあがった子ども食堂のように、新しい取り組みを協働事業提案制度等を活用して色んな方に知っていただいて、そこに関わっていく方が増えていくということが期待できるのではないかともしました。

○ 委員長

その他、御意見はありますか。

○ B委員

今日の議題にはふさわしくないかもしれないが、苦言を呈したいと思います。市は今年、「市民体育祭検討会議」を開催していますが、これは昭和38年から続いているもので地域を活性化させないといけないということで検討会議を設けています。この検討会議が、非公開で行われています。思想的なものでもなく、非公開の理由が全く思いつきません。参加している者に聞いてみると、傍聴人数が多くなり混雑しては困るという話でした。アンケートやパブリックコメントをしたりしてもよいと思うような、市民の意見を集約して盛り上がるものにしないといけないのに、非公開で議事録も公開されていないということは納得がいきません。次回からは公開にするということであったが、参画と協働の検討をしている課もある一方で、このような形が取られておりがっかりしました。

○ 事務局

「市民体育祭検討会議」の会長をしております。話が一人歩きすることを危惧して非公開としました。委員からの御意見もいただきながら懸念事項が解消されたため3回目より公開することとしました。議事録の公開も委員の皆さんへの説明後、3回目分から行ってまいります。市民の方誰もが安心して楽しめるものを考えながら進めていこうと思います。

○ 委員長

いろいろ御意見いただきました協働については、事務局の方で意見書にまとめていただければと思います。

それでは事務局の方から、その他についてお願いします。

○ 事務局

今年度いただきました御意見のうち、すぐに取り組むべきものについては関係部署等へ迅速に通知いたしまして、早期の取り組みを促したいと思います。意見書は来年度の協議内容も含めて、令和3年度中に作成します。

来年度は3回協議会の開催を予定しています。通知は日程調整等させていただいたうえで、お送りいたします。

今年度の協議会は本日で最後になりますので、事務局の地域交流部次長から挨拶させていただき

ます。

○ 事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたり第 2 回の協議会に御参加いただきましてありがとうございます。委員の皆様の御意見は大変貴重な御意見だと思っております。

一番は私を含め、市役所職員の協働に対する意識の向上が必要だとも思っております。皆様とも力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、次年度もよろしくお願いいたします。

○ 事務局

本日の会議録は個人情報に触れない範囲で、市の HP で引き続き公開していきます。事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からも御説明ありましたように、今年度の協議会は今日で終了です。来年度の協議会の内容も踏まえて提言書を作成していくことになります。

それでは以上で防府市参画及び協働の推進に関する協議会の第 2 回を終了します。皆様ありがとうございました。